

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（令和2年4月1日現在）

団体名	公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター		
所在地	静岡市駿河区南町11番1号	設立年月日	平成3年12月2日
代表者	理事長 酒井 公夫	県所管課	静岡県警察本部組織犯罪対策課
設立に係る根拠法令等	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年5月15日法律第77号)		
団体の沿革	平成4年6月4日 静岡県公安委員会指定 平成4年12月8日 特定公益増進法人認定 平成23年4月1日 公益財団法人移行		
運営する施設	-		
団体ホームページ	http://www.shizu-boutui.or.jp/		

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	660,354	81.0
市町村	150,000	18.4
民間	4,771	0.6
基本財産(資本金)計	815,125	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	1	常勤職員	5
うち県OB	1	うち県OB	2
うち県派遣	0	うち県派遣	2
非常勤役員	11	非常勤職員	7
役員計	12	職員計	12

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、暴力団員による不当な行為についての相談事業、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救済事業等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住み良い静岡県づくりに寄与することを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

不透明かつ巧妙に社会へ介入し、資金獲得活動を続けている暴力団に対し、官民一体となった排除活動を推進し、県民等の安全かつ平穏な生活を確保する。

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	官民一体となり、社会から暴力団を排除する機運がさらに高まりを見せるなど、事業所等が活動をしていく上で、当センターが実施する情報収集に基づく情報提供や不当要求防止責任者講習などの公益事業の重要性が増している。 相談者等からは、暴力団等反社会的勢力の対処要領や会議・研修会などでの暴力団排除講話が求められている。
行政施策と団体活動 との関係(役割分担)	暴力団が、不透明且つ巧妙に社会へ浸透して資金獲得活動を続けている中、これらを根絶するためには警察における取締りと規制のほか、企業や民間による排除活動等官民一体となった排除への取り組みが必要である。暴追センターはその中心的存在として企業や市民に対し、広報啓発、民間自主活動の援助、相談、少年に対する影響排除、暴力団からの離脱支援、不当要求防止責任者講習、暴力団情報管理機関の業務援助、被害者救援、少年指導員研修等多岐にわたる援助、支援を行っている。
民間企業や他の団体 との関係(役割分担)	暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、県公安委員会から指定された団体で、県内で当団体の他に事業内容や活動分野が類似する団体は存在しない。

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	R1 決算	R2 予算
自主事業	相談、助言事業・助成、貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団員による不法、不当な行為の被害者等からの相談及び助言 ・少年及び暴力団離脱希望者からの相談及び助言 ・離脱希望者雇用給付金支給 ・民事訴訟費用の無利子貸付 ・被害者見舞金支給 	8,689	10,040
自主事業	広報啓発事業・暴力団排除活動支援事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・広報啓発 ・暴力追放県民大会の開催 ・少年に対する暴力団の影響を排除するための広報啓発 ・視聴覚教材の貸出 ・民間団体が行う暴力団排除活動支援 ・暴力団事務所等の監視及び情報の収集、提供及び調査活動 ・少年指導委員に対する育成事業 	15,140	15,642
県委託	不当要求防止責任者講習事業	暴力団からの不法、不当な行為の被害を防止するため、知識技能の普及と思想の高揚を図る目的で、県公安委員会の委託を受け、企業、事業所及び行政機関から不当要求防止責任者として選任された社員、職員に対し、教本やビデオ等視聴覚教材を使用した講習会を無償で開催し、講習終了時には「選任事業者の証」、「受講修了書」を交付している。	5,349	5,678
合 計			29,178	31,360

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	H29	H30	R1	評価	
暴力追放友の会会員(賛助会員)数(人)	1,200	800	800	B	800 (R2)
	758	805	786		
不当要求防止責任者講習受講者数(人)	2,000	2,000	2000	A	2000 (R2)
	2,775	2,233	2,157		
職域暴追団体数(団体)	40	40	40	A	40 (R2)
	38	39	41		

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	暴力団の不法行為から県民を守り、安全で安心できる街づくりを実現するため、警察、行政機関、自治体、暴力追放組織等と連携し、定款に定める公益事業を適正かつ効果的に推進した。事業推進の基本方針は、事業の活性化、財政基盤の確立とし、前記活性化を図るため「警察と県民との橋渡し役」、暴力相談については「駆け込み寺の役割」を果たした。賛助会員の増加は、団体の財政基盤の安定化にも繋がることから、継続して広報活動、暴排施策の推進によって獲得を図る。	○	賛助会員については、全体数は減っているものの、これは会費未払いの個人会員の排除、見直しにより、真に団体の活動に理解を示す会員の獲得を図っているものであり、法人会員は前年度から10社増加しているため、今後は目標を達成するため、各種講習や活動時に友の会の特典をアピールしていく。責任者講習については目標人数を維持しており、また職域暴追団体については、2団体の加入があり、目標を達成したことから、事業成果にあっては、良好であったと認められる。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>暴力団等の不当要求行為から県民を守り、暴力団のいない安全で住みよい静岡県を実現するため、警察、行政機関、弁護士及び地域・職域の暴力追放団体と連携を密にし、被害を受けるおそれのある県民と警察との橋渡し役を果たした。</p> <p>なお、定款に定める公益目的事業についても積極的に取り組み、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせとしてまとめられた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」においても、外部専門機関として団体の必要性が明確に示されている。</p> <p>また、静岡県暴力団排除条例においても、暴力団排除推進団体と定められていることから、今後も県民に対して団体の事業活動等について周知を図りながら事業の推進に努める。</p>	○	<p>当団体は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を根拠として設立し、県内で唯一の暴力団排除推進団体として事業活動を行っており、平成19年6月に政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせとしてまとめられた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」においても、その外部専門機関としての位置づけが明確に示され、更には、平成23年8月施行の「静岡県暴力団排除条例」においても、暴力団排除の推進団体とされ、これまで以上に事業の充実が求められていることから、団体の必要性が認められる。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
一層の収入確保に努めながら、県民ニーズを踏まえた事業を行う。	<p>△</p> <p>継続して暴力団追放友の会会員増強及び暴迫自販機の設置拡大に努め、微増なるも収入確保策を講じながら、県警察との連携を密にして、県民に還元するよう努めている。</p>	<p>△</p> <p>・警察官を派遣していることにより、スムーズな情報共有が図れている。 ・一定の寄附金が寄せられた企業等に対し、暴力追放県民大会で賞揚するなど、友の会の会員増強の支援を推進している。</p>
-		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区 分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	評価	備考(特別な要因)	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	-1,012	-2,630	-222	B	剰余金を活用した計画的な事業実施
	経常損益 (a+b-e-f)	-1,012	-2,630	-222	B	剰余金を活用した計画的な事業実施
	公益目的事業会計	-327	-2,273	2,190	—	
	収益事業等会計	0	0	0	—	
	法人会計	-685	-357	-2,412	—	
	剰余金	22,147	18,387	16,906	A	

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区 分	H29 決算	H30 決算	R1 決算	主な増減理由等	R2 予算	
資産の状況	資産	924,931	927,888	925,636		-
	流動資産	22,727	18,972	17,204	現金・預金△3,484 前払金△284	-
	固定資産	902,204	908,916	908,432	指定寄付金の一部取崩	-
	負債	2,865	3,059	3,030		-
	流動負債	580	585	298	社会保険料の減額	-
	固定負債	2,285	2,474	2,732	退職給付引当金258	-
	正味財産/純資産	922,065	924,829	922,606		-
	基本財産/資本金	815,125	815,125	815,125		-
	剰余金等	22,147	18,387	16,906	指定寄付金の一部取崩	-
	運用財産	84,793	91,317	90,575		-
収支の状況	事業収益 (a)	3,000	3,000	3,000		4,000
	うち県支出額	3,000	3,000	3,000		4,000
	(県支出額/事業収益)	(100.%)	(100.%)	(100.%)		(100.%)
	事業外収益 (b)	33,460	31,700	33,884		33,145
	うち基本財産運用益	14,731	12,578	8,190	早期償還と円安による運用益見込減額△4388	8,620
	特別収益 (c)	0	0	0		0
	うち基本金取崩額	0	0	0		0
	収入計 (d=a+b+c)	36,460	34,700	36,884		37,145
	事業費用 (e)	29,568	29,308	29,179		31,360
	うち人件費	20,669	21,185	22,137		21,930
	(人件費/事業費用)	(69.9%)	(72.3%)	(75.9%)		(69.9%)
	事業外費用 (f)	7,904	8,022	7,927		8,690
特別損失 (g)	0	0	0		0	
支出計 (h=e+f+g)	37,472	37,330	37,106		40,050	
収支差 (d-h)	(1,012)	(2,630)	(222)		(2,905)	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

早期償還と円安の影響から、基本財産運用益が前年度に引き続き減少している。
印刷製本費、県民大会費、消耗品等に対する経費削減の努力はしているが、それ以上に落ち幅が広い状況にある。
このため、経営改善の取組として、赤字の原因でもあった委託料の見直しを行った結果、令和2年度からは100万円増額されている。
今後も賛助会員の勧誘を継続し、県民のニーズに精一杯応えようと経営の努力はしていく。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

公共目的事業の剰余金を計画的に活用して、広報啓発等の公益目的事業を実施したため、単年度の収支は赤字となっている。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>基本財産の運用益の縮小による影響が大であるなか、公益法人の会計上、収支差はマイナスとなっているが、正味財産としてはプラスであり、依然、経営の健全性を保持している。</p> <p>今後も財政基盤の安定化に向け、遊休財産の適切な運用、暴力追放友の会の会員増強等に取り組む。</p>	○	<p>・基本財産運用益の減益を踏まえ、友の会会費の収入と公益目的事業の剰余金の計画的な活用により、必要な事業を実施出来ている。</p> <p>・基本財産運用益の大幅な減少により、これまで経常収益に組み込まなかった指定寄付金を令和元年度からは全額経常収益に組み入れ、必要に応じて特定資産の一部を取り崩して運用していることから、経営の健全性が担保出来ている。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 （経営健全性に係るもの）	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
-		
-		
-		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p>基本財産については、昨今の経済状態から、効率的な運用が困難となっているため、専門家の助言を受けるなどして、より効率的な運用を目指すものとする。</p> <p>また、こうした現状においては、友の会会員の維持・増強も不可欠である。同会員は、暴力追放の趣旨の賛同者であり、当センターの事業を確実に推進することで、維持・増強を図ると共に、不当要求防止責任者講習委託料が100万円増額されたことから、より一層の経費削減に努めていく。</p>	<p>経費の削減に努めており、今後も更なる経費削減のための見直しを行うとともに、左記の方針を早速に実践しつつ、経常収益の増加に繋がる活動に協力していく。</p>

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>暴力団排除機運の醸成を強化することにより、友の会会員の維持・増強を図る。</p> <p>そのため、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建設工事入札参加者の「暴力団排除に関する評点」制度の未整備市長への導入の働きかけ・ 対策が必要と認められる業界・事業等への暴追協議会の設立支援 <p>などに取り組むものとする。</p>	<p>左記内容については、理事会で議決されているものであり、所管課として、議決に従い着実な活動推進をサポートしていく。</p>

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H29	H30	R1	R2	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	0	0	0	0	
常勤職員数	5	5	5	5	
うち県OB	2	2	2	2	
うち県派遣	2	2	2	2	
県支出額	3,000	3,000	3,000	4,000	委託料の見直しによる。
補助金	0	0	0	0	
委託金	3,000	3,000	3,000	4,000	
その他	0	0	0	0	
県からの借入金	0	0	0	0	
県が債務保証等を付した債務残高	0	0	0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	平成23年4月の公益財団法人への移行に伴い、定員の大幅な削減を実施し、以降、適正な役職員の定員管理を行っている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤の役員は1名で県職員OBである。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	○	県民と警察の橋渡し役として、安定した事業を行うための必要最小限度の人数にとどめている。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	○	暴力団組織の排除・壊滅には官民一体となった対策が必要であるが、構成員の潜在化や資金獲得活動の多様化など暴力団情勢は日々変化しており、こうした中、暴力団対策に精通した現職警察官を派遣することで、社会情勢にあった情報の提供や安全確保を最優先とする相談等に対する即時判断、警察担当部署へのスムーズな引き継ぎ・事件化が可能になるなど、対策強化のための必要性・有効性が認められる。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	責任者講習は、事業者等が選任した不当要求防止責任者に対し、暴力団員等からの不当要求を防止するための法令知識や具体的対応要領、暴力団情勢等の講義を行う法定講習であり、当該業務を代替する機関はなく、暴力団対策に併せ悪質クレーム対策にも通ずることから県内の官公署、民間企業などからの受講申込みが多く、必要性、有効性は認められる。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区 分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	-	-		
利用者アンケート	-	-		
利用者等 意見交換会	-	-		
その他 (事業を通じて把握)	○	-	各種公益事業を通じて利用者(県民)の意見・要望の把握に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の反社会的勢力の実情等を知りたい。 ・暴力団を含めた悪質クレーマー対策を教示して貰いたい。 ・不当要求責任者講習で視聴した暴力団排除DVDの貸出しをお願いしたい。

○:実施している／公表している -:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

県内の反社会的勢力の実情や悪質なクレーマーに対する対応策を暴力団撃退マニュアルにまとめて掲載して講習時に反映させている。暴力団排除DVDについても、希望する団体、個人に対して貸し出しをおこなっている。